

高 知 県 議 会 の 概 要

令和7年度版



【「第9回 高知県議会 高校生フォトコンテスト」議長賞作品】
題 名：「朝マズメ」（撮影地：中土佐町）
撮影者：土佐高校2年 陰山 悠翔（かげやま ゆうと）さん

高 知 県 議 会 事 務 局

も く じ

高知県議会の概要	1
沿革	2
議会の構成	4
定例会・臨時会	8
常任委員会	11
議会運営委員会	13
特別委員会	14
その他の委員会等	15
請願書及び陳情書	16
議員提案による政策条例	18
図書室	20
広報活動	20
議会デジタル化の取組	21
議員報酬・期末手当及び費用弁償	22
政務活動費	22
議会事務局	23
議事堂見取図	24
議会関係予算(歳出)	26
高知県の概要	27
沿革	28
自然	30
人口及び世帯数	34
高知県政の概要	35
執行機関機構	36
職員数	37
令和7年度当初予算	37
全国から見た高知県のすがた	42

* 表紙画像説明

「第9回 高知県議会 高校生フォトコンテスト」議長賞作品(令和6年度)
題名: 朝マズメ(土佐高校2年 陰山 悠翔さん撮影)

高知県議会の概要



議 事 堂

県庁本庁舎の改築に合わせ昭和37年10月に落成し、昭和37年12月定例会（第88回）から使用されている本館（地上3階、地下1階、延床面積2,902.1㎡）と、昭和47年1月に落成した別館（地上3階、延床面積1,568.5㎡）から成り、県庁本庁舎とは2階の渡り廊下で結ばれている。

沿 革

本県議会の前身というべきものとして、明治8年に県会、大区会、小区会から成る民会が、また、明治11年には土佐国州会が設置されている。

明治11年7月22日	府県会規則（太政官布告第18号）公布
12年1月23日	土佐国・阿波国を含む高知県会議員各郡別員数布達（甲第22号県令布達）土佐国27人、阿波国31人、計58人
2月	本県最初の県会議員選挙執行、土佐国選出27人、阿波国選出31人
10月30日	第1回県会招集 片岡健吉（土佐国選出）が初代議長に、磯部為吉（阿波国選出）が初代副議長に就任
13年3月2日	阿波国が本県から分離、徳島県となり、県会は土佐国7郡選出議員のみで構成することとなる
45年3月10日	県公会堂落成、一部を県会議事堂として使用
大正5年12月6日	県庁舎・県会議事堂建築議決
10年3月	県会議事堂落成
昭和13年3月12日	県会事務局設置
18年6月22日	大東亜戦争下の非常措置として県会議員の改選を1か年延長（法律第90号）
19年3月25日	同上を更に1か年延長（法律第33号）
20年7月4日	戦争により県庁舎・県会議事堂全焼、県立城東中学校校舎を仮庁舎・仮議事堂として使用
11月4日	連合軍が高知に進駐、内政はすべて軍政部の指揮下に入る
22年4月30日	日本国憲法公布後最初の県議会議員選挙執行（定員41人） 日本自由党13人、日本民主党7人、日本社会党5人、土佐民主党1人、日本農民組合1人、中立14人
5月3日	日本国憲法・地方自治法施行
5月24日	地方自治法に基づく最初の県議会招集
26年4月30日	第2回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由党19人、日本社会党3人、国民民主党2人、無所属19人
30年4月23日	第3回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由党16人、日本民主党2人、日本社会党（右派）2人、無所属23人
34年4月23日	第4回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由民主党25人、日本社会党7人、無所属11人
8月1日	高知県議会史編さん委員会設置
35年3月19日	県庁舎・県議会議員改築費議決
10月	県庁舎・県議会議員改築工事着工 高知県農協会館の一部を仮議事堂として使用
37年3月	高知県議会史上巻（明治編）刊行

初代議長片岡健吉の銅像



立志社の創設者の一人であり、後年第7・8・9・10代の衆議院議長を務めた。

昭和37年10月27日	県庁舎・県議会議事堂落成
38年4月17日	第5回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由民主党31人、日本社会党6人、民主社会党1人、日本共産党1人、公明政治連盟1人、無所属3人
40年3月	高知県議会史中巻（大正・昭和初期編）刊行
42年3月	高知県議会史下巻（昭和戦後編）刊行
4月15日	第6回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党27人、日本社会党5人、公明党2人、民主社会党1人、日本共産党1人、無所属6人
43年3月	高知県議会史史料編（明治28年～昭和40年）刊行
46年2月10日	高知県議会開設90年記念行事（物故議員追悼式・祝賀会）举行
4月11日	第7回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党30人、日本社会党6人、日本共産党3人、公明党2人、無所属1人
47年1月30日	県議会議事堂別館落成
50年4月13日	第8回県議会議員選挙執行（定員41人）、自由民主党26人、日本社会党5人、公明党3人、日本共産党2人、無所属5人
54年4月8日	第9回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党23人、日本社会党6人、日本共産党4人、公明党3人、民社党1人、無所属5人
10月30日	高知県議会開設100周年記念行事（記念式典・記念植樹・祝賀会）举行
58年4月10日	第10回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党29人、日本社会党5人、公明党3人、日本共産党3人、民社党1人、無所属1人
62年4月12日	第11回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党24人、日本社会党6人、日本共産党5人、公明党4人、無所属3人
平成3年4月7日	第12回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党28人、日本共産党4人、日本社会党3人、公明党3人、民社党1人、無所属3人
7年4月9日	第13回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党22人、日本社会党4人、日本共産党4人、公明党3人、無所属9人
11年4月11日	第14回県議会議員選挙執行（定員41人）、自由民主党20人、日本共産党6人、公明党3人、社会民主党1人、民主党1人、無所属10人
15年4月13日	第15回県議会議員選挙執行（定員41人）、自由民主党18人、日本共産党5人、公明党3人、社会民主党1人、無所属14人
6月20日	高知県議会史編さん委員会設置
19年4月8日	第16回県議会議員選挙執行（定員39人）、自由民主党13人、日本共産党4人、公明党3人、社会民主党2人、民主党1人、無所属16人
20年3月	高知県議会史（昭和38年4月～昭和46年3月）刊行
21年11月30日	高知県議会基本条例施行
23年4月10日	第17回県議会議員選挙執行（定員39人）、自由民主党13人、日本共産党5人、公明党3人、民主党1人、無所属17人
24年2月	高知県議会史（昭和46年4月～昭和54年3月）刊行
25年2月	高知県議会史（昭和54年4月～昭和62年3月）刊行
26年2月	高知県議会史（昭和62年4月～平成7年3月）刊行
27年4月12日	第18回県議会議員選挙執行（定員37人）、自由民主党17人、日本共産党4人、公明党3人、民主党1人、無所属12人
29年2月	高知県議会史（平成7年4月～平成15年3月）刊行
31年4月7日	第19回県議会議員選挙執行（定員37人）、自由民主党19人、日本共産党5人、公明党3人、立憲民主党1人、無所属9人
令和5年4月9日	第20回県議会議員選挙執行（定員37人）、自由民主党19人、日本共産党6人、公明党3人、立憲民主党1人、無所属8人

議会の構成

1 議長・副議長

議長



三石 文隆
(自由民主党)

副議長

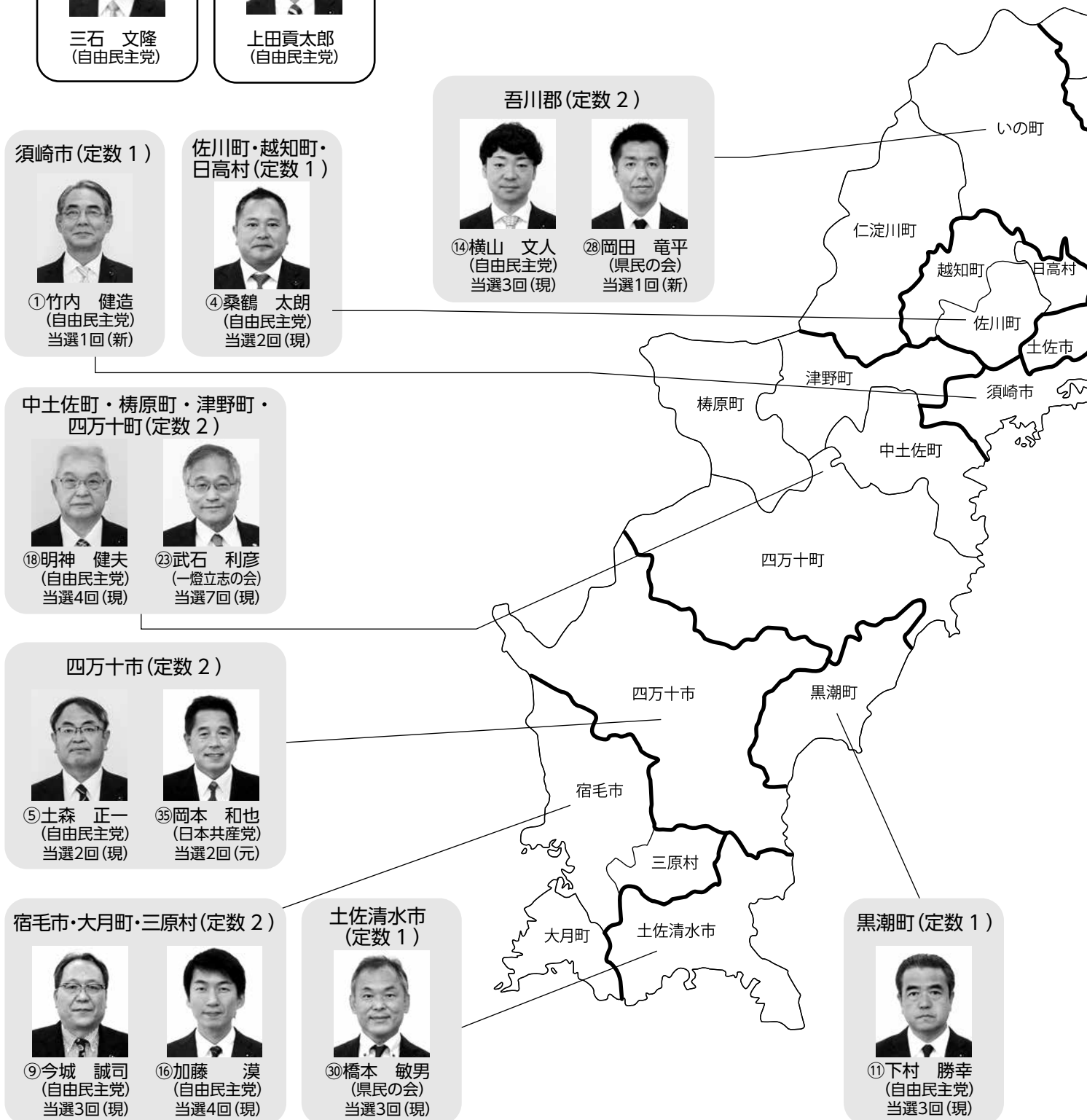


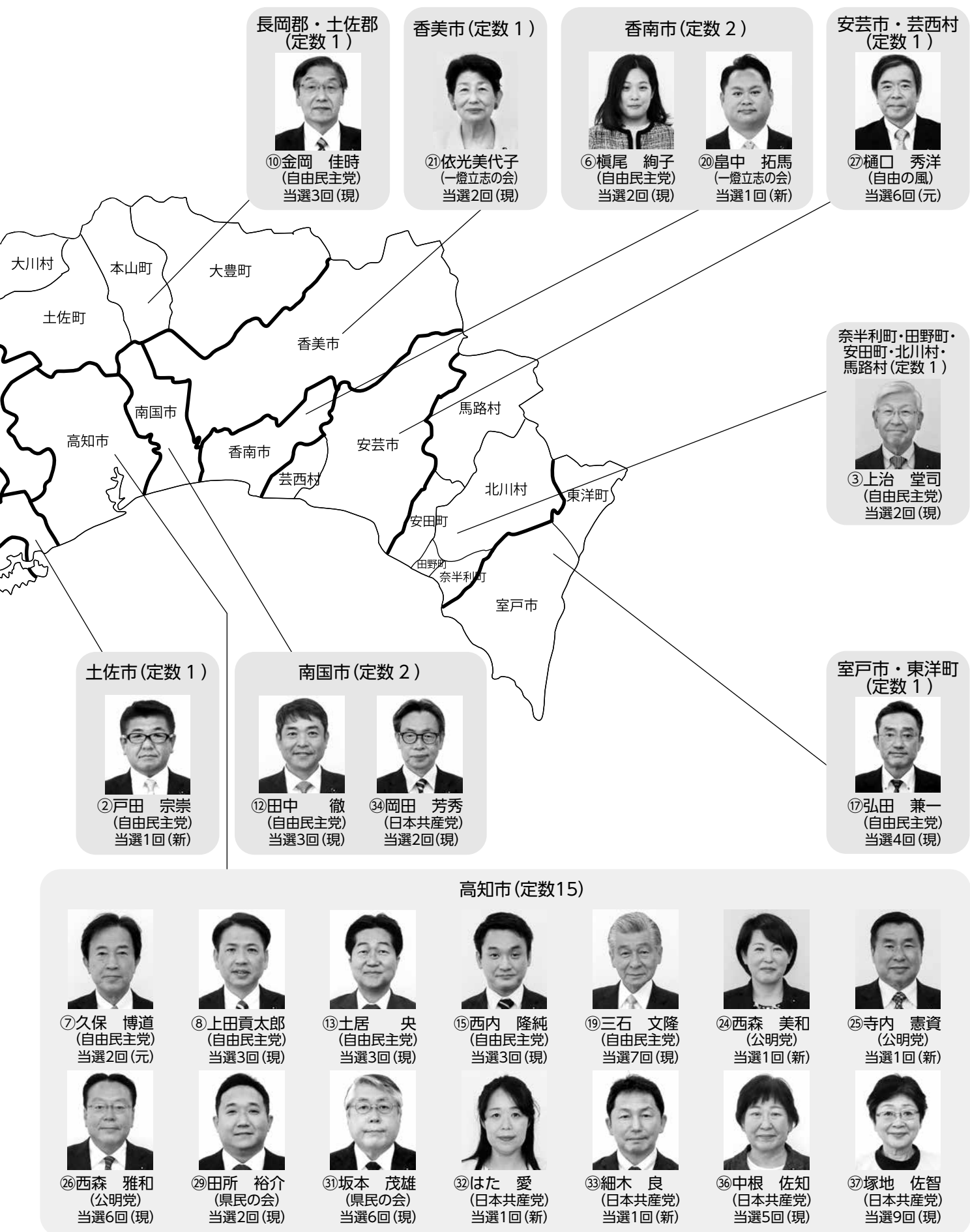
上田貢太郎
(自由民主党)

2 議員定数

条例定数 37人 (現員 36人)

3 選挙区別議員名簿 (令和7年4月30日現在)





※ ○数字は議席番号

4 当選回数別構成

(令和7年4月30日現在)

当選回数	人数(人)			構成比率(%)	会派別人数(人)					
	新	前	元		自由民主党	日本共産党	県民の会	公明党	一燈立志の会	自由の風
1	8			22.2	2	2	1	2	1	
2		7	2	25.0	5	2	1		1	
3		9		25.0	8		1			
4		3		8.3	3					
5		1		2.8		1				
6		2	1	8.3			1	1		1
7		2		5.6	1				1	
8				0						
9		1		2.8		1				
計	8	25	3		19	6	4	3	3	1

5 年齢別構成

(令和7年4月30日現在)

年齢(歳)	人数(人)	構成比率(%)	会派別人数(人)					
			自由民主党	日本共産党	県民の会	公明党	一燈立志の会	自由の風
30～34		0						
35～39	1	2.8	1					
40～44	3	8.3	2		1			
45～49	6	16.7	3	1	1		1	
50～54	1	2.8	1					
55～59	5	13.9	4			1		
60～64	4	11.1	2	1		1		
65～69	7	19.4	1	3	1	1	1	
70～74	6	16.7	4	1	1			
75～79	3	8.3	1				1	1
平均年齢	59.67歳		19	6	4	3	3	1

6 常任委員会、議会運営委員会委員名簿

(令和7年4月4日互選)

常 任 委 員 会					議会運営委員会
総 務	危機管理文化厚生	商工農林水産	産業振興土木		
◎田中 徹	◎下村 勝幸	◎武石 利彦	◎西内 隆純	◎金岡 佳時	
○戸田 宗崇	○竹内 健造	○桑鶴 太朗	○寺内 憲資	○田所 裕介	
久保 博道	横尾 絢子	上治 堂司	今城 誠司	戸田 宗崇	
加藤 漠	横山 文人	土森 正一	金岡 佳時	土居 央	
三石 文隆	明神 健夫	上田貢太郎	土居 央	弘田 兼一	
畠中 拓馬	樋口 秀洋	弘田 兼一	依光美代子	明神 健夫	
西森 雅和	橋本 敏男	西森 美和	坂本 茂雄	畠中 拓馬	
岡田 竜平	はた 愛	田所 裕介	細木 良	寺内 憲資	
岡本 和也	岡田 芳秀	塚地 佐智	(欠 員)	細木 良	
中根 佐知				岡田 芳秀	

注) ◎委員長 ○副委員長 敬称略

7 歴代正副議長（平成7年以降）

議 長

代	氏名	所属会派	就任年月日
74	中 平 和 夫	自由民主党清瀬の会→自由民主党	平 7. 5.10
75	西 森 潮 三	自由民主党	平 8. 9.25
76	土 森 正 典	〃	平 9. 9.29
77	西 尾 一 雄	〃	平10. 9.28
78	依 光 隆 夫	〃	平11. 5.11
79	元 木 益 樹	〃	平12. 3.25
80	東 川 正 弘	〃	平13. 3.23
81	雨 森 広 志	〃	平14. 3.22
82	溝 渕 健 夫	〃	平15. 5. 7
83	森 雅 宣	〃	平16. 3.18
84	結 城 健 輔	〃	平17. 3.17
85	土 森 正 典	〃	平18. 3.17
86	山 本 広 明	〃	平19. 5. 8
87	西 森 潮 三	〃	平20. 3.19
88	元 木 益 樹	〃	平21. 3.19
89	溝 渕 健 夫	〃	平22. 3.19
90	中 西 哲 彦	〃	平23. 5.10
91	武 石 利 彦	〃	平24. 3.16
92	森 田 英 二	〃	平25. 3.27
93	浜 田 英 二	〃	平26. 3.19
94	三 石 文 隆	〃	平27. 5.12
95	武 石 利 彦	〃	平28. 3.18
96	浜 田 英 二	〃	平29. 3.17
97	土 森 正 典	〃	平30. 3.20
98	桑 名 龍 吾	〃	令元. 5.14
99	三 石 文 隆	〃	令 2. 3.23
100	森 田 英 二	〃	令 3. 3.22
101	明 神 健 夫	〃	令 4. 3.23
102	弘 田 兼 一	〃	令 5. 5. 9
103	加 藤 茂 弘	〃	令 6. 3.21
104	三 石 文 隆	〃	令 7. 3.24

副 議 長

代	氏名	所属会派	就任年月日
79	熊 井 一 夫	県民クラブ	平 7. 5.10
80	高 村 誠 一	自由民主党	平 8. 5. 8
81	元 木 益 樹	〃	平 9. 6.27
82	東 川 正 弘	〃	平10. 7.14
83	雨 森 広 志	〃	平11. 5.11
84	溝 渕 健 夫	〃	平12. 3.25
85	森 雅 宣	〃	平13. 3.23
86	植 田 壮 一郎	〃	平14. 3.22
87	岡 崎 俊 一	21 県政会	平15. 5. 7
88	池 脇 純 一	公 明 党	平16. 3.18
89	江 渕 征 香	県民クラブ	平17. 3.17
90	朝比奈 利 広	県 政 会	平18. 3.17
91	中 西 哲 彦	自由民主党	平19. 5. 8
92	浜 田 英 二	県政会→自由民主党	平20. 3.19
93	森 田 英 二	自由民主党	平21. 3.19
94	樋 口 秀 洋	〃	平22. 3.19
95	三 石 文 隆	〃	平23. 5.10
96	佐 竹 紀 夫	〃	平24. 3.16
97	黒 岩 正 好	公 明 党	平25. 3.27
98	桑 名 龍 吾	自由民主党	平26. 3.19
99	西 森 雅 和	公 明 党	平27. 5.12
100	梶 原 大 介	自由民主党	平28. 3.18
101	明 神 健 夫	〃	平29. 3.17
102	坂 本 孝 幸	〃	平30. 3.20
103	弘 田 兼 一	〃	令元. 5.14
104	西 内 健 一	〃	令 2. 3.23
105	加 藤 茂 弘	〃	令 3. 3.22
106	西 内 隆 純	〃	令 4. 3.23
107	今 城 誠 司	〃	令 5. 5. 9
108	金 岡 佳 時	〃	令 6. 3.21
109	上 田 貢 太郎	〃	令 7. 3.24



本 会 議 場

定例会・臨時会

1 招 集

定例会は、高知県議会定例会回数条例により年４回とされている。招集時期に定めはないが、２月、６月、９月、１２月に招集されるのが例となっている。

このほか、必要がある場合に臨時会が開かれる。

2 会 期

招集日前の議会運営委員会で協議し、招集日の本会議で議決するのが例である。

なお、最近の定例会、臨時会の会期等は、次のとおりである。

区 分 (回次)			令和5年9月 定 例 会 (368回)	令和5年12月 定 例 会 (369回)	令和6年2月 定 例 会 (370回)	令和6年6月 定 例 会 (371回)	令和6年9月 定 例 会 (372回)	令和6年12月 定 例 会 (373回)	令和7年2月 定 例 会 (374回)
会 期	期 間		9.21～ 10.13	12.12～ 12.27	2.21～ 3.21	6.21～ 7.5	9.19～ 10.11	12.6～ 12.20	2.20～ 3.24
	日 数		23	16	30	15	23	15	33
本会議日数			7	5	8	5	7	5	8
知事提出議案			39	58(26)	87	15	52	67(25)	76
議員提出議案			5	11	7	11	8	5	7
質 問 日 数			5	3	6	3	5	3	6
質 問 者 数			8【15】	8	11【14】	8	8【16】	8	10【15】
審 議 結 果	予算・条例・その他	可 決	13	32(3)	88	12	28	43(2)	69
		修正議決							
		否 決							
		同 意	1	3	2	2	1	2	6
		認 定		23(23)				23(23)	
		承 認				2			1
		撤回承認							
		答 申							
	意見書・決議・動議・請願	継 続	26				25		
		可 決	4	9	3	7	4	3	3
否 決			2	1	3	2	1	4	
継 続									
可 決									
否 決									
請 願	採 択								
	不採択		4		1		5		
	継 続								
	取下げ								

(注)：【 】内は一問一答形式における人数で外数

()内は継続分の内書

3 本 会 議

(1) 会議時間

高知県議会会議規則で、「会議は午前10時に開き、その日の議事を終わった時をもって閉じる」と定めている。

(2) 議事の順序（定例会）

開会日……開会宣告→諸般の報告→会議録署名議員の指名→会期の決定

→議案の上程→提出議案の説明→散会宣告

質疑並びに一般質問日……開議宣告→質疑並びに一般質問（一括質問・一問一答）

→委員会付託（質問最終日）→散会宣告

閉会日……開議宣告→委員長報告→討論→採決→議長挨拶→知事挨拶→閉会宣告

(3) 質疑並びに一般質問の方式（定例会）

ア 一括質問（代表質問を含む）

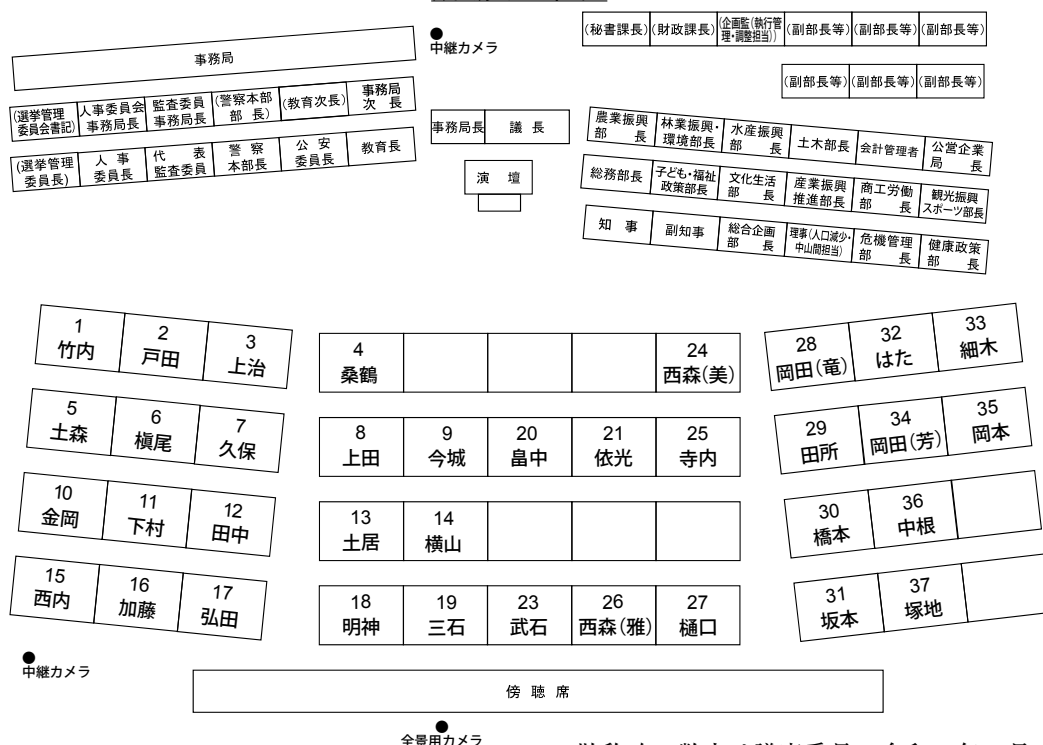
- ・年間の発言者数を35人とし、正副議長を除く全議員が年1回質問することができる。
- ・交渉会派の最初の各1人については代表質問とし、発言時間は50分以内、その他は40分以内としている（発言時間には答弁を含まない）。
- ・発言回数は3回以内とし、再質問、再々質問及びその答弁は自席で行うこととしている。

イ 一問一答（2月・9月定例会にそれぞれ2日実施）

- ・発言総時間は1日当たりおおむね5時間以内とし、基本的に会派所属議員数に応じて各会派に割り当てる。
- ・議員1人当たりの発言時間は、答弁を含めて原則60分以内とする。

ウ 発言順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにすることを例としている。

議 場 配 席 図



※敬称略、数字は議席番号、令和7年4月30日現在

(4) 発 言

ア 会議において議員が発言しようとするときは、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないが、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合等はこの限りでない。

イ 一括質問の通告は質問第1日目の前日の正午まで、一問一答の通告は一括質問最終日の前日の正午まで、その他については発言する日の会議の開会までに通告するのが例である。

(5) 説明者の出席

議長は、知事及び各行政委員会の委員長等に対し、定例会ごとに文書をもって出席を求めている。

(6) 委員会付託

議案及び請願は、次のとおりそれぞれの所管の委員会へ付託する。

ア 予算については、所管の各常任委員会に分割して付託する。

イ 決算については、決算特別委員会を設置して付託する。

ウ 予算及び決算以外の議案並びに請願についても、所管の各常任委員会に付託する。

なお、2以上の委員会に関係するものについては、議長が関係する委員会の委員長と協議し、所管を定め付託する。

また、所管が明確でない事項については、議長が執行部の意見を聴取し、所管の委員会を定めて付託する。

(7) 採決区分

各委員会は、議案の審査結果を、原案可決、修正案可決、同意、承認、認定、否決、継続審査に、請願の審査結果を、採択、不採択、継続審査に区分し、さらにそれぞれ全会一致、賛成多数、賛成少数、委員長裁決に区分して議長に報告する。議長は、この区分により採決を行っている。

(8) 委員長報告

口頭による報告を行うのが通例であるが、特異な事件の調査について報告を行う場合は文書にして議席に配付した例もある。

(9) 表 決

起立による表決を原則としているが、状況によっては簡易表決、投票による表決を行う。

4 傍 聴

特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で先着順に交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申込書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。

傍聴人の定員は157人であり、一般席145（うち車椅子用傍聴席3）、記者席12となっている。

5 会 議 録

平成5年から、録音機器（以前は速記による記録）を使用して、会議録を調製している。

調製した会議録は、次の定例会までに各議員、執行部、県立図書館等に配付し、高知県議会のホームページにも随時掲載している。

常任委員会

1 構成及び所管事項

名 称	委員の定数	所 管 事 項
総 務 委 員 会	10	1 総合企画部に関する事項 2 総務部に関する事項 3 会計管理局に関する事項 4 教育委員会に関する事項 5 選挙管理委員会に関する事項 6 人事委員会に関する事項 7 監査委員に関する事項 8 公安委員会に関する事項 9 他の常任委員会の所管に属しない事項
危 機 管 理 文 化 厚 生 委 員 会	9	1 危機管理部に関する事項 2 健康政策部に関する事項 3 子ども・福祉政策部に関する事項 4 文化生活部に関する事項 5 公営企業局に関する事項
商 工 農 林 水 産 委 員 会	9	1 商工労働部に関する事項 2 農業振興部に関する事項 3 林業振興・環境部に関する事項 4 水産振興部に関する事項 5 労働委員会に関する事項 6 海区漁業調整委員会に関する事項 7 内水面漁場管理委員会に関する事項
産 業 振 興 土 木 委 員 会	9	1 産業振興推進部に関する事項 2 観光振興スポーツ部に関する事項 3 土木部に関する事項 4 収用委員会に関する事項

2 委員の選任

議長が会議に諮って指名する。

3 任 期

就任の日から翌年3月31日まで。ただし、後任者が選任されるまでは在任する。

4 傍 聴

議員のほか、特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申出書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。

傍聴人の定員は、各委員会とも6人である。

5 記 録

本会議に準じて録音機器を使用し、委員会記録を作成している。委員会記録は、議事堂内の図書室や県庁内の総合案内コーナーに設置し、自由に閲覧できるほか、高知県議会のホームページにも随時掲載している。

6 閉会中の委員会の活動状況

委 員 会 名	年 度	委員会開催		調 査 (回数)	
		回 数	延日数	県 内	県 外
総 務 委 員 会	4	3	5	11	1
	5	2	4	9	1
	6	3	5	11	1
危 機 管 理 文 化 厚 生 委 員 会	4	3	5	9	1
	5	2	4	9	1
	6	3	5	8	1
商 工 農 林 水 産 委 員 会	4	3	5	8	1
	5	2	4	8	1
	6	4	6	9	1
産 業 振 興 土 木 委 員 会	4	4	6	9	1
	5	2	4	8	1
	6	3	5	7	1



総務委員会



危機管理文化厚生委員会



商工農林水産委員会



産業振興土木委員会

議会運営委員会

1 目 的

議会の運営に関する調査や協議を行い、各派相互の連絡協調を遂げ、議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 委員の選出

委員は、所属議員2人以上を有する会派に対して、所属議員数を基準にして割り当て、その互選した議員をもって充てる。

1人会派については、オブザーバーとして出席を認める。オブザーバーは、委員長の許可を得て発言することができるが、表決には参加できない。

3 構 成

(令和7年4月4日現在)

定数	自由民主党	日本共産党	県民の会	公明党	一燈立志の会
10人	5人	2人	1人	1人	1人

4 傍 聴

議員のほか、特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申出書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。

傍聴人の定員は3人である。



議会運営委員会

5 最近の小委員会の設置状況

委員会名 (設置期間)	委員 定数	委員の会派別内訳	備 考
議会デジタル化検討小委員会 R5.6.16～R7.3.11	7	自由民主党 3、日本共産党 1、一燈立志の会 1、 県民の会 1、公明党 1	傍聴人の 定員は6人



議会デジタル化検討小委員会

特別委員会

1 目 的

特別委員会は、必要がある場合に議会の議決により設置される。

また、毎年9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置されている。

2 委員の選任

議長が会議に諮って指名する。

3 任 期

任期は、設置から審査又は調査の終了までとなっている。

決算特別委員会については、通常9月定例会において設置され、12月定例会への報告をもって解散している。

4 傍 聴

議員のほか、特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申出書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。

傍聴人の定員は6人と定めているが、特別の場合には議会運営委員会において変更する場合がある。

5 最近の設置状況（決算特別委員会を除く）

委 員 会 名 (設 置 期 間)	委員 定数	委員の会派別内訳
議員定数問題等調査特別委員会 R 6.7.5～	10	自由民主党 5、日本共産党 2、県民の会 1、 公明党 1、一燈立志の会 1、
人口減少対策調査特別委員会 R 6.7.5～	10	自由民主党 5、日本共産党 2、県民の会 1、 公明党 1、一燈立志の会 1、



議員定数問題等調査特別委員会



人口減少対策調査特別委員会

その他の委員会等

1 正副委員長会

議長が、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の正副委員長を必要に応じて招集し、議会予算関係及び委員会の運営等について協議している。

2 各派代表者会

議長が、各会派の代表者1人（自由民主党のみ2人）と副議長を随時招集し、議長が必要と認めた事項及び議会図書室の運営について協議している。

請願書及び陳情書

1 請願書の取扱い

(1) 提出手続き

請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は、その主たる事務所の所在地）を記載し、請願者（法人の場合は、その名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。また、紹介議員の署名又は記名押印がされていなければならない。

(2) 提出期限

会期ごとに議会運営委員会で協議決定されるが、委員会に議案を付託する日の前々日の本会議終了後1時間以内に受理されたものについて、当該定例会で審査するのが例である。

(3) 委員会の審査

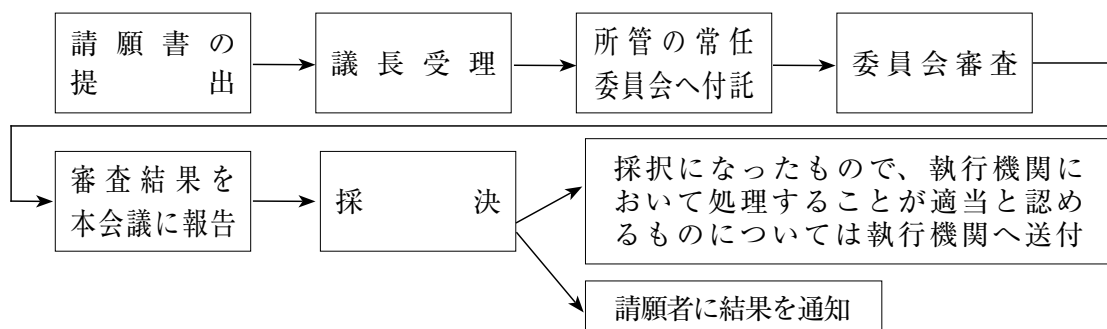
委員会は、付託された請願を審査し、その結果を「採択」「不採択」「継続審査」に区分して議長に報告する。

(4) 本会議の採決

委員長の報告を受けた後、本会議で採決する。

(5) 結果の通知

議決結果については、請願者に通知する。



2 陳情書の取扱い

請願書同様に議長が陳情書を受理し、陳情一覧表を作成して本会議場で全議員に配付する。

3 請願書・陳情書の審査状況

(令和7年2月定例会終了時)

委員会名	請 願 書								陳 情 書		
	受理件数			6年度委員会審査結果					受理件数		
	4年度	5年度	6年度	採択	不採択	取下げ	継続	審議未了	4年度	5年度	6年度
総 務	2	2	2		2				8	2	3
危機文化	2	2	2		2				8	4	1
商 農 水	1		1		1					4	3
産振土木		1	1		1				2	6	3
議 運											1
コ ロ ナ									1		0
議員定数											1
計	5	5	6		6				19	16	12

※総務は総務委員会、危機文化は危機管理文化厚生委員会、商農水は商工農林水産委員会、産振土木は産業振興土木委員会、議運は議会運営委員会、コロナは新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会、議員定数は議員定数問題等調査特別委員会の略

議員提案による政策条例

高知県議会では、政策立案機能の成果として、平成12年以降で18件（一部改正を含む）の議員提案による政策条例が成立している。

議員提案で成立した政策条例一覧

令和7年6月末現在

条 例 名	内 容
高知県合併処理浄化槽設置推進に関する条例 (H12.3.25可決、H12.3.28公布) *H13.3.27題名改正：高知県浄化槽設置推進に関する条例	一般家庭からの雑排水問題に積極的に対応していくため、生活排水を処理する合併処理浄化槽の普及を推進する。
高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例 (H13.3.23可決、H13.3.27公布)	放置自動車の発生の防止及び処理を推進するため、所有者不明の場合等の市町村処理費用の1/2相当額の県負担等を規定する。
高知県暴走族等の根絶に関する条例 (H14.3.22可決、H14.3.29公布)	暴走族等の根絶を図るため、県民の通報体制の確立、事業者の改造等の自粛、道路管理者等の暴走防止措置、暴走あおり行為の禁止等を定める。
高知県緊急間伐推進条例 (H14.12.19可決、H14.12.27公布) (H30.4.1失効)	国の補助対象となっていない8歳級以上のものも含めた緊急間伐推進計画、間伐材等の利用、人材の育成及び確保、財政上の措置等を規定し、間伐を推進することを目的とする。 * H15.4.1から H20.3.31までの時限立法
高知県うみがめ保護条例 (H16.3.18可決、H16.3.30公布)	県内の海岸に上陸したうみがめの捕獲及びその卵の採取の禁止、うみがめ産卵地の保護区の指定等を規定し、うみがめ及びその卵を保護する。
あったか高知観光条例 (H16.7.26可決、H16.8.6公布)	観光振興の基本理念、基本方針、観光ビジョンの策定等を規定し、県民の参加と協働による観光の振興を図り、元気な地域社会づくり及び本県経済の持続的な発展に寄与する。
高知県食の安全・安心推進条例 (H17.10.7可決、H17.10.21公布)	食の安全・安心の確保に関し、基本理念や関係者の責務・役割、県の施策の基本となる事項を規定し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大に寄与する。
高知県がん対策推進条例 (H19.3.16可決、H19.3.23公布)	がんの予防及び早期発見の推進、患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な医療を受けることができることの実現等を図るため、がん対策の基本となる事項等を定めることにより、総合的な対策を推進する。
清潔で美しい高知県をつくる条例 (H19.12.27可決、H19.12.28公布)	清潔で美しい県土づくりの基本理念、関係者の責務・役割、県の施策の基本となる事項を規定し、県土の美観の保持及び回復を推進し、快適な生活環境の実現に寄与する。

条 例 名	内 容
高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例 (H20.3.19可決、H20.3.25公布)	条例の施行期限を5年延長するとともに、森林が有する地球温暖化の防止の機能の重要性を考慮し、併せて森林組合等の責務及び利用間伐の促進について新たに規定する。
高知県歯と口の健康づくり条例 (H22.10.14可決、H22.10.22公布)	歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的として、歯と口の健康づくりの基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定める。
高知県子ども条例 (H24.12.27可決、H25.1.4公布)	平成16年から施行された「高知県こども条例」について、今日の子どもの取り巻く環境を改善するため、子どもが家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長することができる環境づくりを目指して、県、保護者、学校関係者等、県民の責務を明らかにし、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを社会全体でより一層推進していくことを目的に、全面的に改める。
高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例 (H25.3.27可決、H25.3.29公布)	地球温暖化の防止をはじめとする森林の多面的機能の持続的な発揮及び県民生活の安定向上を図ることを目的として総合的、計画的かつ緊急に実施している間伐の推進について、その施行期限を5年延長する。
高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例 (H26.3.19可決、H26.3.25公布)	がん対策の新たな課題に対応するとともに、その体制と施策のさらなる充実を図るため、県、市町村、県民、医療機関等、事業者の責務及び役割、並びに連携について規定し、がん対策を社会全体で総合的かつ効果的に推進する。
高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例 (H29.3.17可決、H29.3.24公布)	県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的として、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定める。
高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (H30.10.12可決、H30.10.19公布)	自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者及び自動車等を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定める。
高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例 (R2.3.23可決、R2.3.27公布)	新たな知見を取り入れながら歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的により一層推進するため、その決意となる前文を改めるとともに、基本的施策の実施条項に高齢期におけるオーラルフレイル対策をはじめとするライフステージに応じた施策等を規定する。
高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例 (R3.7.8可決、R3.7.16公布)	新型コロナウイルス感染症のまん延が県民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすことに鑑み、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延を防止し、もって県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市町村その他関係機関との連携のもとに県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策を定める。

図書室

地方自治法第100条第19項の規定に基づき、議事堂3階に図書室を設置している。

図書室には2名の会計年度任用職員（うち司書1名）を配置し、官報や公報その他の出版物を収集するとともに、インターネットによる新聞の記事情報サービスなども活用して、議員の調査研究に資する情報提供を行っている。

なお、この図書室は、議員の利用に支障のない範囲で、高知県職員や一般県民も利用することができる。



年度	のべ利用者数（人）					貸出数 （冊）	蔵書数 （冊）
	議員	事務局職員	執行部	その他	計		
4	297	1,114	187	107	1,705	182	11,289
5	390	1,041	166	197	1,794	346	11,525
6	357	1,064	232	215	1,868	363	11,759

広報活動

1 広 報 紙

年4回の定例会（2月・6月・9月・12月。改選期には臨時増刊号も発行）にあわせて「こうち県議会だより」を発行し、市町村委託又は新聞折込により県内の各世帯に配布している。

内容は、各定例会・臨時会の概要、質問及び答弁の要約、常任委員会・特別委員会の動きなどで、県議会の活動を県民に分かりやすくお伝えするための紙面づくりに取り組んでいる。

2月・9月発行分は4ページ、6月・12月発行分は8ページのタブロイド版で、今年度の発行予定部数は1号当たり21万800部である。

平成26年12月からは、無料のスマートフォン用アプリ「マチイロ」（平成28年9月に「i広報誌」から名称変更）での配信も行っている。



令和6年度に発行した「こうち県議会だより」

2 ホームページ

平成11年10月にホームページを開設し、議員名簿や定例会の日程、本会議や委員会の会議録（平成12年12月から、議会運営委員会については平成24年9月13日以降）、議員別賛否の状況（平成23年12月から）などを掲載している。

平成28年2月からは、X（旧 Twitter）と facebook を活用した情報発信も行っている。

また、平成16年9月定例会から本会議のインターネット中継を開始した。令和4年以降の本会議については、VOD（ビデオ・オン・デマンド）により、ホームページからいつでも視聴することが可能となっている。

ホームページURL（スマートフォン対応） <https://gikai.pref.kochi.lg.jp/>

加えて、「会議録検索システム」により、インターネット上で本会議や委員会の会議録を自由に検索することができる。

議会デジタル化の取組

議会の機能を強化するため、「議会デジタル化基本方針」を取りまとめ、危機に強い議会の実現、県民とのコミュニケーションの強化、業務の効率化、迅速化及び政策立案能力の向上を目的に取り組んでいる。

また、オンライン委員会やペーパーレス化、グループウェアの導入により、情報伝達の効率化、迅速化を進めている。具体的には、タブレット端末の導入、Wi-Fiやペーパーレス会議システムなどの整備を行い、ペーパーレス会議については、令和5年12月から試行を開始し、令和6年4月から本格実施（運用）をしている。

なお、議会手続のオンライン化を令和7年4月から開始した。



高知県議会トップページ



会議録検索システム



ペーパーレス会議システム

議員報酬・期末手当及び費用弁償

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、下表のとおり支給している。

1 議員報酬、期末手当、旅費

区分	議員報酬 (月額)	期末手当	旅費（内国旅行）		
			宿泊料 (1夜につき)の上限額	宿泊諸費 (1夜につき)	旅行雑費 (四国内を除く 1日につき)
議 長	円 900,000	6月及び 12月に支給	国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下この表において「政令」という。)第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円 700 ※都の特別区 500円加算
副議長	820,000				
議 員	770,000				

(注) 旅 費 上記のほか、交通費については原則、「職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員の例により支給する。

2 費用弁償

議員が議会の招集に応じたとき、常任委員会や議会の運営に関する協議に出席したときなどは、下表のとおり費用弁償をすることができる。

居住地から 招集地までの往復の 路 程	居 住 地 と 招集地とが 同 一 の 市 町 村	40km 未満	40km 以上 90km 未満	90km 以上 150km 未満	150km 以上 220km 未満	220km 以上 300km 未満	300km 以上
1日当たり の額	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	14,000円	17,000円	18,000円

政務活動費

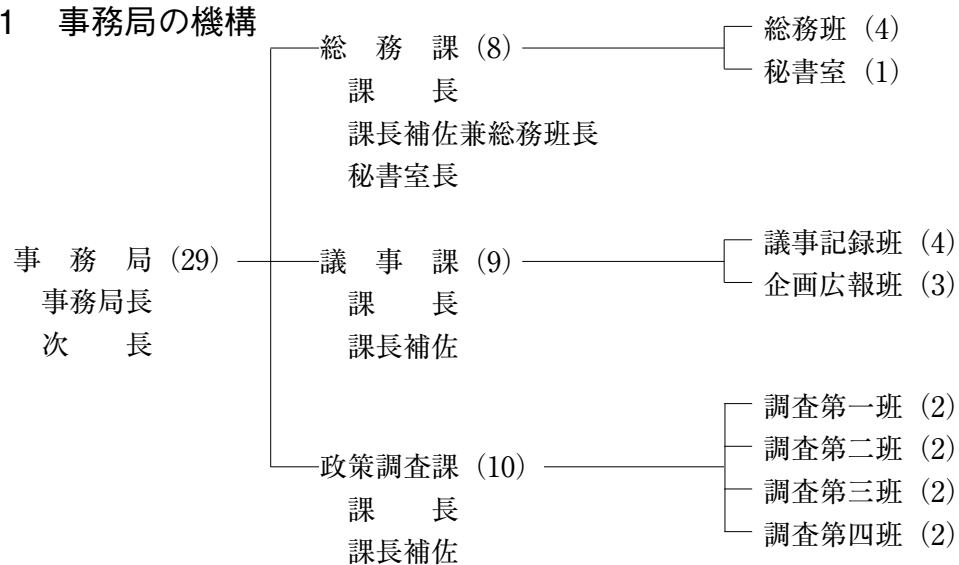
高知県政務活動費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、四半期ごとに下記の金額を支給している。

議員 140,000円（月額）

会派 所属議員1人につき140,000円（月額）

議会事務局（令和7年4月1日現在）

1 事務局の機構



2 事務局職員の定数と現員数

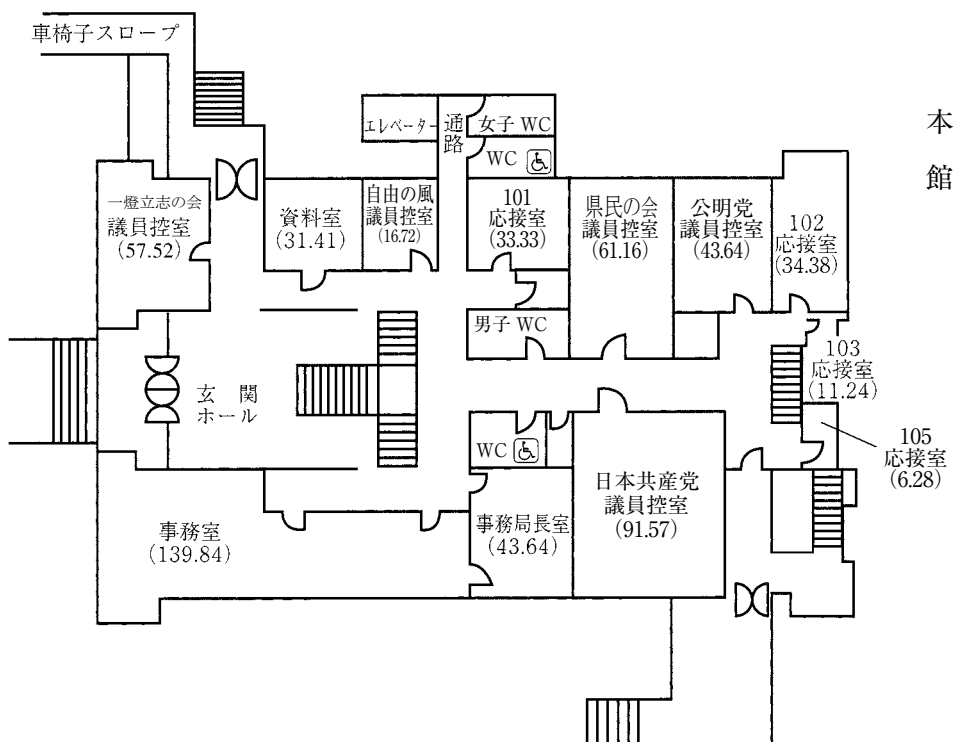
職	現 員					計
	局 長	次 長	総務課	議事課	政策調査課	
局 長	1					1
次 長		1				1
課 長			1	1	1	3
課長補佐			1	1	1	3
室 長			1			1
班 長			(1)	2	4	6 (1)
主任			4	2	3	9
主 幹				2		2
主 査			1	1	1	3
主 事						
計	1	1	8 (1)	9	10	29 (1)

* () は兼務

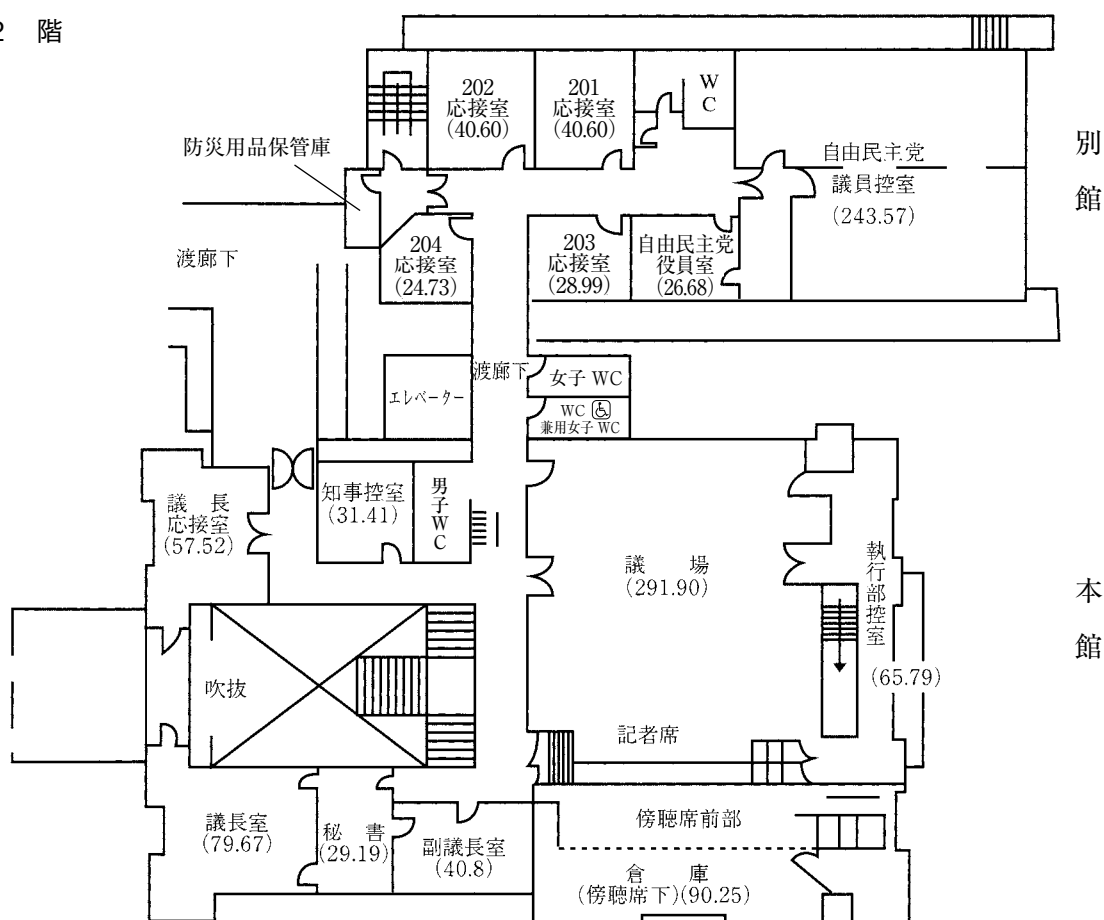
議事堂見取図

(令和7年5月1日現在)

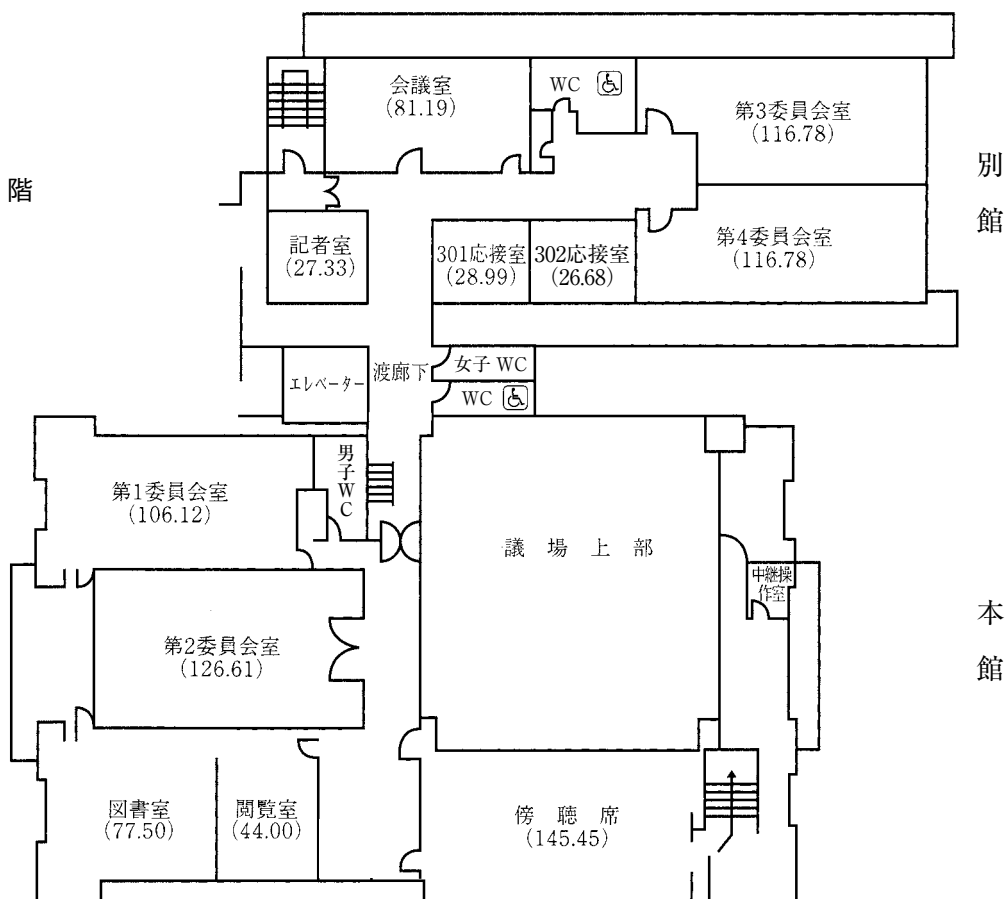
1 階



2 階



3 階



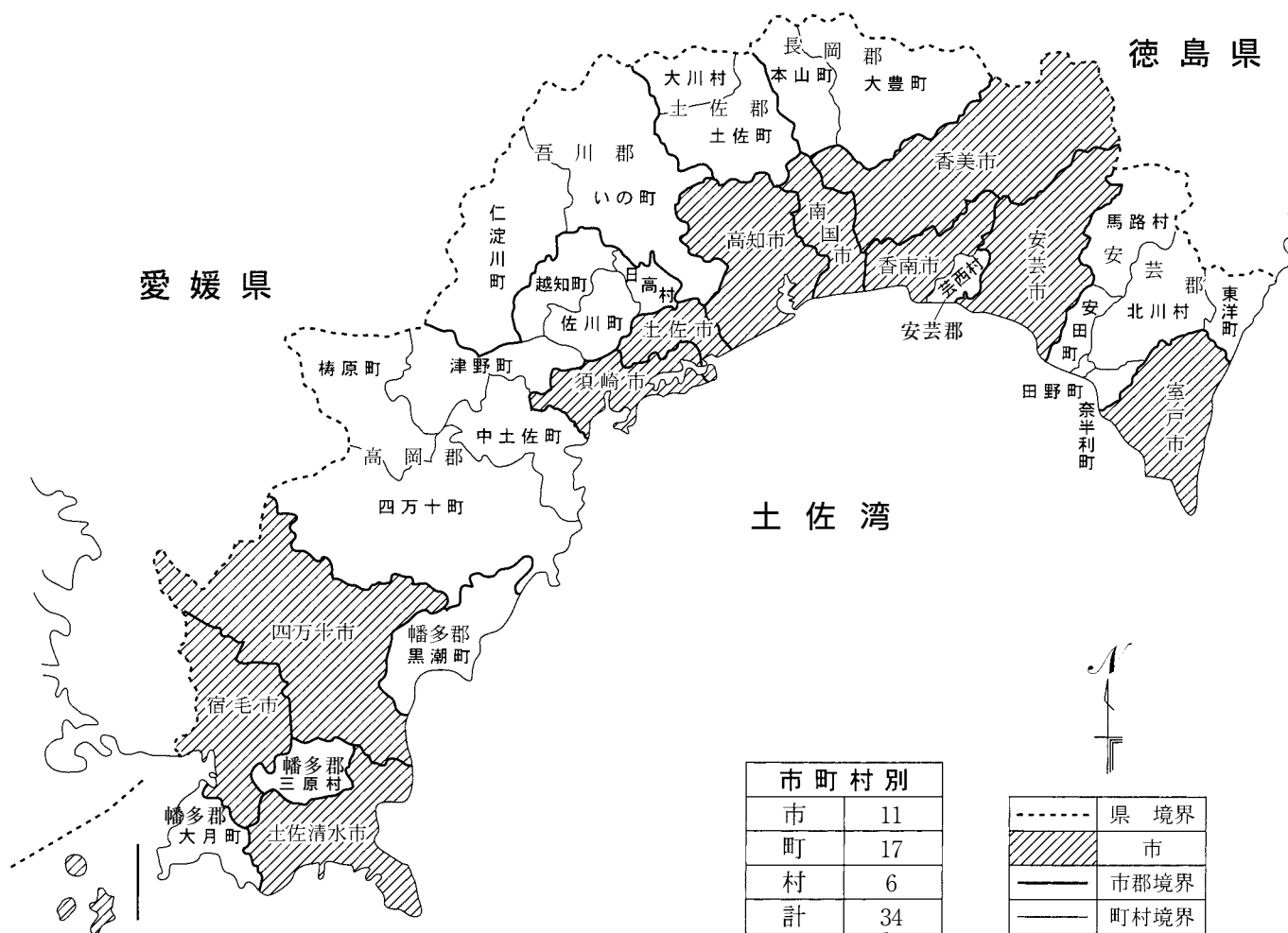
本館 起工 昭和35年 7月16日
 竣工 昭和37年 9月30日
 別館 起工 昭和46年 3月29日
 竣工 昭和46年11月30日

議会関係予算（歳出）

第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費 (単位：千円)

節	令和6年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	説 明
報 酬	354,367	355,536	(議会運営費) 議員報酬等 (37人) 521,394
給 料	133,471	139,165	健康診断委託料 557 政務活動費交付金 124,320
職員手当等	212,462	220,697	運営費 60,668
共 済 費	95,515	91,022	(人件費) 一般職給与費 (29人) 242,731
報 償 費	659	781	(事務局運営費)
旅 費	52,346	70,096	議事記録反訳等委託料 5,763 本会議場放送設備保守点検委託料 959
交 際 費	1,220	1,450	県議会情報システム保守等委託料 5,602 広報紙配布等委託料 4,457
需 用 費	18,152	18,341	インターネット中継システム保守管理等委託料 1,875 ケーブルテレビ中継運用委託料 910
役 務 費	7,317	7,791	委員会調査等出張業務委託料 4,063 全国都道府県議会議長会分担金 4,263
委 託 料	24,971	24,186	財政基盤強化対策県議会議長協議会負担金 50 半島地域振興対策議会議長連絡協議会負担金 40
使用料及び 賃 借 料	11,695	16,903	全国離島振興都道府県議会議長会負担金 40 地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会負担金 35
備品購入費	9,378	0	職員研修等負担金 532 事務費 97,022
負担金補助 及び交付金	129,166	129,280	
公 課 費	0	33	
合 計	1,050,719	1,075,281	

高 知 県 の 概 要



(令和7年4月30日現在)

沿 革

国産みの神話では、土佐は建依別（たけよりわけ）と呼ばれ、雄々しい男の国とされている。地勢、風土、気質、どれから見てもよく土佐を表した名であるといえる。

流人文化

土佐とは遠狭の意であるともいわれ、永い間遠流の国として多くの流人を迎えてきた。土佐の文化は流人によってもたらされ、言語、風俗にも都振りが伝えられ、それが温存されてきたといえる。

主な流人を拾うと、鎌倉時代、承久の乱の三上皇遠島で、土御門（つちみかど）上皇が幡多へ、天平時代、淳仁（じゅんにん）廃帝の皇太弟池田親王も土佐へ、鎌倉時代末、後醍醐帝の第一皇子尊良（たかよし）親王も幡多へ移された。

清和帝の代、伴大納言の応天門放火に連座して、紀夏井（きのなつい）は佐古（現香南市）へ、菅原道真の左遷に長子高視（たかみ）も土佐へ移された。

このほか、道鏡の弟弓削浄人（ゆげのきよひと）、保元の乱の左大臣頼長の子師長（もろなが）、平治の乱の源義朝の子希義（まれよし）、浄土宗の開祖法然上人、伊達騒動の首謀者伊達兵部（だてひょうぶ）などがある。

土佐日記

土佐は交通不便の地で、国外との交通は専ら船便に頼っていた。

古今集の選者紀貫之が土佐国司の任を終えて、京へ帰る船旅56日をかな文字日記に記したのが有名な土佐日記である。

当時の浦戸湾は現在の数倍の広さで、大島（現在の五台山）、葛島、田辺島、比島などを浮かべ、大津、小津などを港としていた。

長宗我部氏

前の関白一条教房は、応仁の乱を逃れて土佐の中村へ移り、ここに京都を模した都を営み、民風を改め土佐国に君臨した。

土佐一条氏をいただいて一時平穏の時はあったが、戦国の兵乱は土佐も例外ではなく、土佐七雄の相争うところとなり、その中から長宗我部元親が台頭して土佐一国を平定し、勢いに乗って四国を統一しかけたが、太閤の四国攻めに遭い土佐一国に返った。

元親の長子信親は豊後国戸次川に戦死し、跡を継いだ盛親は関ヶ原合戦で石田方に味方して敗れ、領地を失った。

関ヶ原合戦後、遠州掛川から山内一豊が入国し、土佐24万石、16代の藩祖となり、明治維新に及んだ。

南 学

鎌倉時代に夢窓国師が吸江に庵を結び、その弟子で五山学僧の義堂・絶海を生んだ。

南学は、宋学の延長の上に南海土佐に発達した学門の称であるといわれている。

江戸時代には、南学を実地に生かした奉行野中兼山の開田、港改良などの土木工事によって藩力を培った。

南学は幕末期に土佐勤王の精神的起源となったが、当時の土佐藩は公武合体（漸進派）と勤王討幕（急進派）の両派に分かれ、これに上士派、下士派の感情が織り込まれ、両派の抗争は土佐勤王党の獄を招く。

やがて大勢は、坂本龍馬、中岡慎太郎らの脱藩者によって薩長連合を果たし、ようやく大政奉還の建白となり、土佐藩は維新功藩の一つとなった。

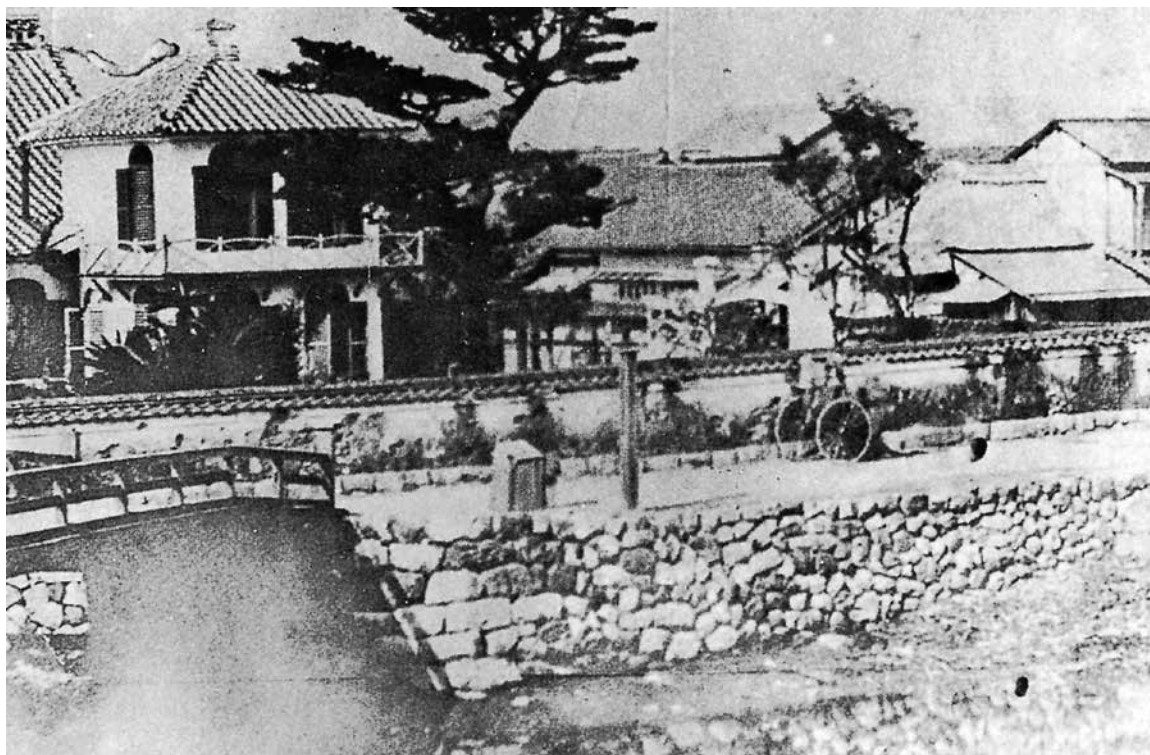
自由民権運動

維新政府は薩長の藩閥政治の色が濃く、土佐人が新政府に占めるところは少なかった。

征韓論を機に、板垣退助、片岡健吉らは野に下って、自由民権運動にその本領を発揮、運動はさらに中江兆民、幸徳秋水らを輩出した。

また、岩崎弥太郎は、維新前後に海運をもって三菱財閥の基を築いた。

その後も、昭和初年の経済危機には浜口雄幸、太平洋戦争後の再建には吉田茂、学道には寺田寅彦、牧野富太郎などの多くの先人を生んだ。



明治7年 立志社創立（現在の高知市帯屋町）

府県会規則の公布された明治11年には、民会的な土佐国州会が立志社の積極的な働きかけにより結成された。

自主独立、自由民権を理念とする州会は、公布された府県会規則が、人民のための府県会には当を失する規則であるとして改正案を上奏した。

政府はこの州会を反政府的な思想に導かれた集会結社として解散を指令、その後県会は、県令（県知事）としばしば衝突し、全国的にもまれな難治県として注視されることとなった。

高知の地名

かつては、城下町が鏡川と江ノ口川に挟まれた地であることから、「河中」と書いてこうちと呼ばれていた。しかし、度々の洪水に遭い、竹林寺の僧の選で「高智」と改め、後に「高知」となった。

高知県の誕生

高知県が誕生したのは、明治4年7月14日廃藩置県のと看で、旧土佐藩の一国を所管した。沖ノ島、鵜来島、姫島は一時愛媛県の管轄となったが、明治7年に本県に属した。明治9年8月には名東所管の旧阿波国を兼管したが、明治13年3月に阿波国を分離して現在に至る。

現在、行政区画は、高知、室戸、安芸、南国、土佐、須崎、宿毛、土佐清水、四万十、香南、香美の11市と、安芸、長岡、土佐、吾川、高岡、幡多の6郡17町6村となっている。

(市町村数)

現在（平成20年1月以降）	34（11市17町 6村）
昭和47年4月以降平成16年9月まで	53（9市25町 19村）
太平洋戦争終戦時	170（1市39町130村）
明治36年	198（1市14町183村）
明治4年	230区

自然

土地

本県の面積は7,102.28 km²で、全国総面積の1.9%を占め、全国第18位の広さである。また、四国の総面積に対しては37.8%を占め、第1位の広さである。

(高知県)

総面積	7,102km ²
市 部	3,074km ²
郡 部	4,028km ²
全国面積	377,975km ²
徳島県	4,147km ²
香川県	1,877km ²
愛媛県	5,676km ²



室戸市／室戸ジオパーク ビシャゴ岩

資料：国土地理院全国都道府県市区町村別面積調（令和6年1月1日現在）

山 地

本県は四国の南部に位置し、北は四国山地により、徳島、愛媛の両県に接し、南は太平洋に面して細長い扇状を呈している。

また、山地が多く、標高1,000m以上の山岳が100を超えている。県総面積7,102 km²の約83%が森林で、そのうち約21%が国有林。耕地は全体の約4%である。



香美市／三嶺

(主な高山とその標高)

三 嶺	1,893.6m
瓶ヶ森	1,880m
西黒森	1,861m
笹ヶ峰	1,859.6m

筒上山	1,859.6m
ちち山	1,855m
西熊山	1,816.0m
手箱山	1,806.4m

資料：高知県統計書（令和5年度版）

河 川

河川のほとんどは北部山系に源を発し、吉野川溪谷のような深い谷を作り、急流となって太平洋などに注いでいる。水量が豊富で、49(令和5年度末)の水力発電所が設置されている。

(主な河川とその延長(両岸平均))

四万十川	192,392.5m
吉野川	85,500m
仁淀川	74,365.5m
物部川	66,719.5m
梶原川	64,000m
奈半利川	56,100m
伊尾木川	42,100m
後川	37,385m



四万十市／四万十川

資料：高知県統計書（令和5年度版）

海岸

県中央部を縦断する仁淀川の河口を境に、東西が全く様相を異にする。東は、浦戸湾を除いてほとんど出入りのない隆起海岸で、西は、浦ノ内や須崎湾をはじめ沈降による入江が多く、山と絶壁が海に迫った岩礁の多いリアス式海岸である。



土佐市～須崎市／リアス式海岸の代表、横浪半島

島しょ

長い海岸の割に大きな島が少なく、1 km²以上の島は以下の3島である。

名 称	面積	人口
沖 の 島	10.02km ²	119人
鵜 来 島	1.31km ²	23人
大 島	1.01km ²	429人

資料：高知県統計書（令和5年度版）



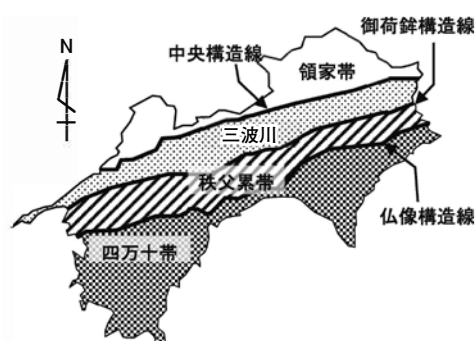
宿毛市／沖の島 この島の周辺は、足摺宇和海国立公園の海中公園となっている

地 質

本県の地質は、ほぼ東西方向に走る御荷鉾構造線（上八川―池川構造線）と仏像構造線によって北から三波川帯、秩父累帯、四万十帯に区分されている（右図）。

三波川帯には、主として結晶片岩と呼ばれる変成岩が分布し、その岩石の種類は泥質片岩・砂質片岩・珪質片岩・塩基性片岩などである。

秩父累帯は、秩父帯、黒瀬川帯及び三宝山帯という起源の異なる地質帯から構成されている。秩父帯には、主としてジュラ紀（約2億100万年前～約1億4,500万年前）の砂岩や泥岩が分布しているが、四国カルストや鳥形山鉾山に代表されるように、大量の石灰岩を産するという特徴がある。黒瀬川帯には、さまざまな年代の岩類や地層があり、蛇紋岩が特徴的に見られる。三宝山帯には、主としてジュラ紀～白亜紀（約1億4,500万年前～6,600万年前）の砂岩や泥岩が分布している。



四国の地質帯区分

四万十帯は、本県の面積の約6割を占めるが、その地質は他の地質帯に比べ単調で、白亜紀～古第三紀（6,600万年前～2,300万年前）の砂岩や泥岩が主体となっている。また、県西南部の足摺岬などには、花崗岩が見られる。

これらの基盤を覆って、海岸平野や河川流域の平地には、礫・砂・泥からなる未固結の沖積層が堆積している。また、海岸や河岸の段丘には一部に第四紀更新世（約258万年前～約1万年前）の堆積物が見られ、東西の半島部の狭い範囲には新第三紀（約2,300万年前～258万年前）～第四紀初期の砂岩や泥岩が分布している。

秩父累帯などにある石灰岩や蛇紋岩の分布地は、特殊岩石地帯と呼ばれ、それぞれ固有の生物の生息地となっている。

資料：生物多様性こうち戦略【改訂版】（2019年3月：県環境共生課）

地勢と気象

高知県は、北は四国山地によって徳島・愛媛両県に接し、南は太平洋に面している。東に室戸岬、西に足摺岬が太平洋に突き出し、その内に土佐湾を抱く東西に細長い扇状をしている。

寒い冬の季節は、四国山地が高知県の気候に与える影響は大きく、特に北西の季節風が関門海峡や中国・九州山地の低地を通り四国山地に吹き付けるため、山間部や豊後水道に面した地方は雪が意外と多くなっている。

しかし、海岸地方では季節風が四国山地に遮られるのに加え、黒潮の影響も受けて温暖な気候となっている。

高知県の中部・東部の平野部・海岸部では晴天が多く、冬季としては日照時間の多い地域のひとつとなっている。

暖かい夏の季節には、黒潮上を渡る南寄りの湿った気流が四国山地に吹きつけるため、山間部では平年の年間降水量が3000mmを超える所が多く、東部の魚梁瀬地方では4000mmと日本では有数の多雨地帯となっている。

室戸岬や足摺岬のように海上に突き出た岬や沖の島では、年間を通じて風が強く吹いている。

このように高知県の気候は、温暖な海洋性気候、山間部の内陸性気候、また、多雨気候、低温で雪の降る日本海側の気候、風の強い岬の気候など変化に富んだ気候特性を持っている。



高知市春野町／あじさい街道

資料：高知地方気象台ホームページ「高知県の地勢と気象」を加工し作成

四国各県の気象状況

（令和5年）	年平均気温	年平均湿度	年平均風速	降水量	日照時間
徳島	17.6℃	71%	3.0m / s	1,761.0mm	2,308.8時間
高松	17.6℃	70%	2.2m / s	1,073.0mm	2,207.9時間
松山	17.8℃	70%	2.2m / s	1,399.5mm	2,140.2時間
高知	17.9℃	72%	2.4m / s	2,783.0mm	2,249.0時間

人口及び世帯数

〔人 口〕

戦後10年間増加を続けた本県の人口は、昭和30年の882,683人をピークに減少の一途をたどり、昭和46年頃から少しずつ増加に転じていたが、昭和61年から再び減少に転じ、令和2年国勢調査では、前回（平成27年）の調査からさらに5.0%減少し、691,527人（全国総人口の0.55%、全国45位）となっている。

高知県人口の推移（大正9年～令和2年）

	総 数	男	女
大正9年	670,895人	332,087人	338,808人
昭和5年	718,152	357,166	360,986
15	709,286	348,907	360,379
25	873,874	425,968	447,906
35	854,595	411,162	443,433
45	786,882	372,014	414,868
55	831,275	396,418	434,857
60	839,784	398,408	441,376
平成2年	825,034	389,063	435,971
7	816,704	384,446	432,258
12	813,949	383,859	430,090
17	796,292	374,435	421,857
22	764,456	359,134	405,322
27	728,276	342,672	385,604
令和2年	691,527	326,531	364,996

人口の比較

	総 数	男	女	H27からの増減
全 国	126,146,099人	61,349,581人	64,796,518人	△0.7%
徳 島 県	719,559	343,265	376,294	△4.8%
香 川 県	950,244	459,197	491,047	△2.7%
愛 媛 県	1,334,841	633,062	701,779	△3.6%

資料：令和2年国勢調査

〔世帯数〕

令和2年国勢調査によると、本県の世帯数は、前回（平成27年）の調査から3,739世帯減少し、315,272世帯となった。前回調査から世帯数が減少した5県の中でも、本県の減少率は1.2%と全国1位である。

また、本県の1世帯当たりの人員は2.11人となっている。

総世帯数及び世帯あたり人数の比較

	総世帯数（一般世帯及び施設等の世帯）	一般世帯の1世帯当たりの人数
全 国	55,830,154世帯	2.21人
徳 島 県	308,210	2.26
香 川 県	406,985	2.27
愛 媛 県	601,402	2.16
高 知 県	315,272	2.11

資料：令和2年国勢調査

高 知 県 政 の 概 要



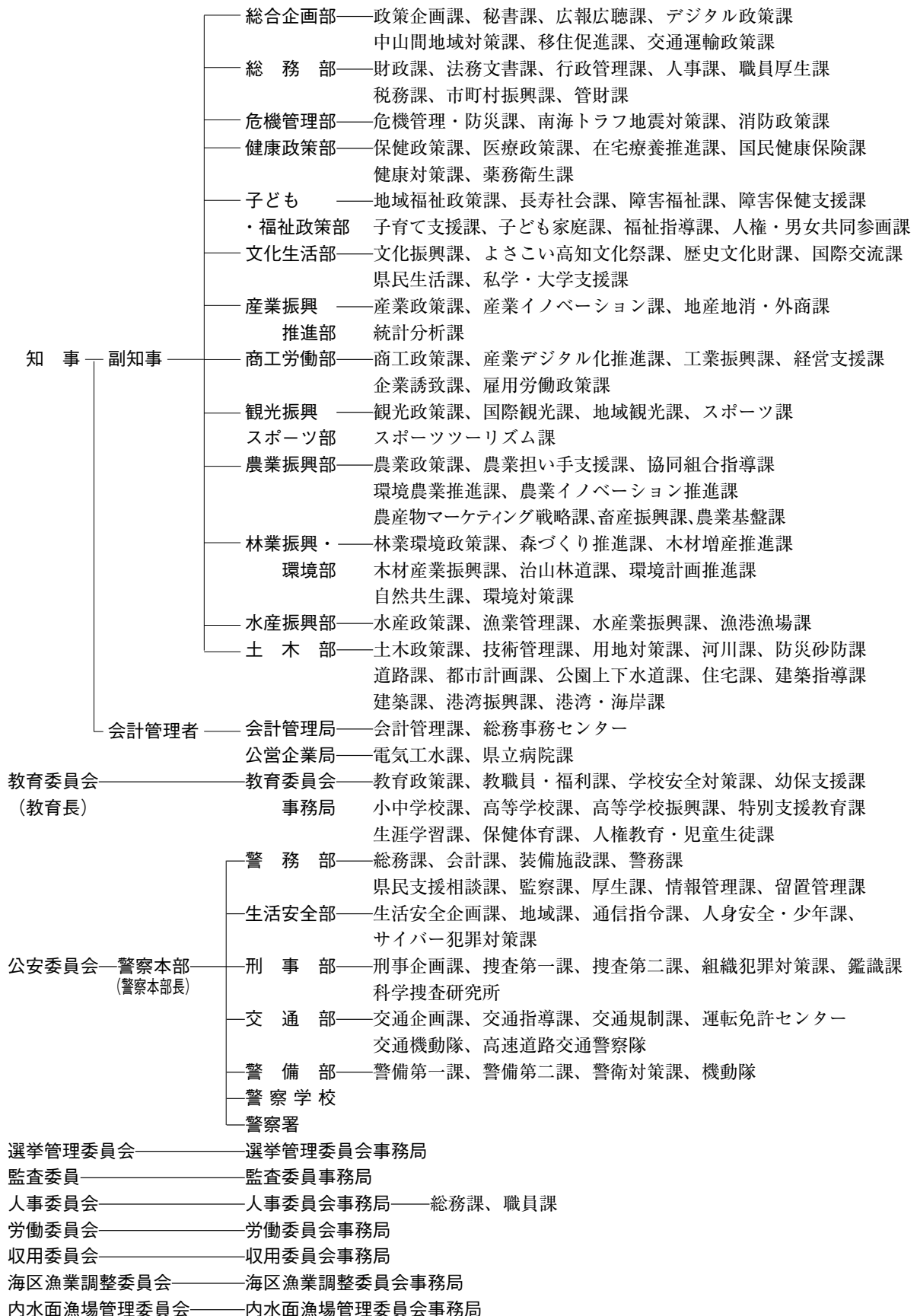
県 庁 舎

現在の高知県庁舎は、昭和35年7月に着工し、2年余の歳月と9億3,400万円の経費をかけ、37年10月に完成したものである。本庁舎と議事堂の2棟から成り、本庁舎は地下1階、地上6階で彫りの深いデザインで立体感を表している。

設計は、故岸田日出刀氏（東大名誉教授）であり、重要文化財である高知城下ということで、特に慎重な配慮がなされている。

建物延面積	23,134㎡	本館の長さ	106m
敷 地	22,061㎡	高さ（塔屋まで）	33.9m

執行機関機構（令和7年4月1日現在）



職 員 数

(令和7年4月1日現在)

区 分	人 数	区 分	人 数
知 事 部 局	3,425	公 営 企 業 局	885
議 会 事 務 局	29	教育委員会事務局	252
人 事 委 員 会 事 務 局	13	教育委員会 小・中学校 高等学校 特別支援学校	一 般 職 員 283
労 働 委 員 会 事 務 局	8		教 育 職 員 3,873
監 査 委 員 事 務 局	16		一 般 職 員 136
			教 育 職 員 1,425
			一 般 職 員 52
			教 育 職 員 674
収 用 委 員 会 事 務 局	4	警 察 本 部	一 般 職 員 287
海区漁業調整委員会事務局	7		警 察 官 1,614
		合 計	12,983

注) 再任用短時間勤務職員を除く。

令和7年度当初予算

1 総 括

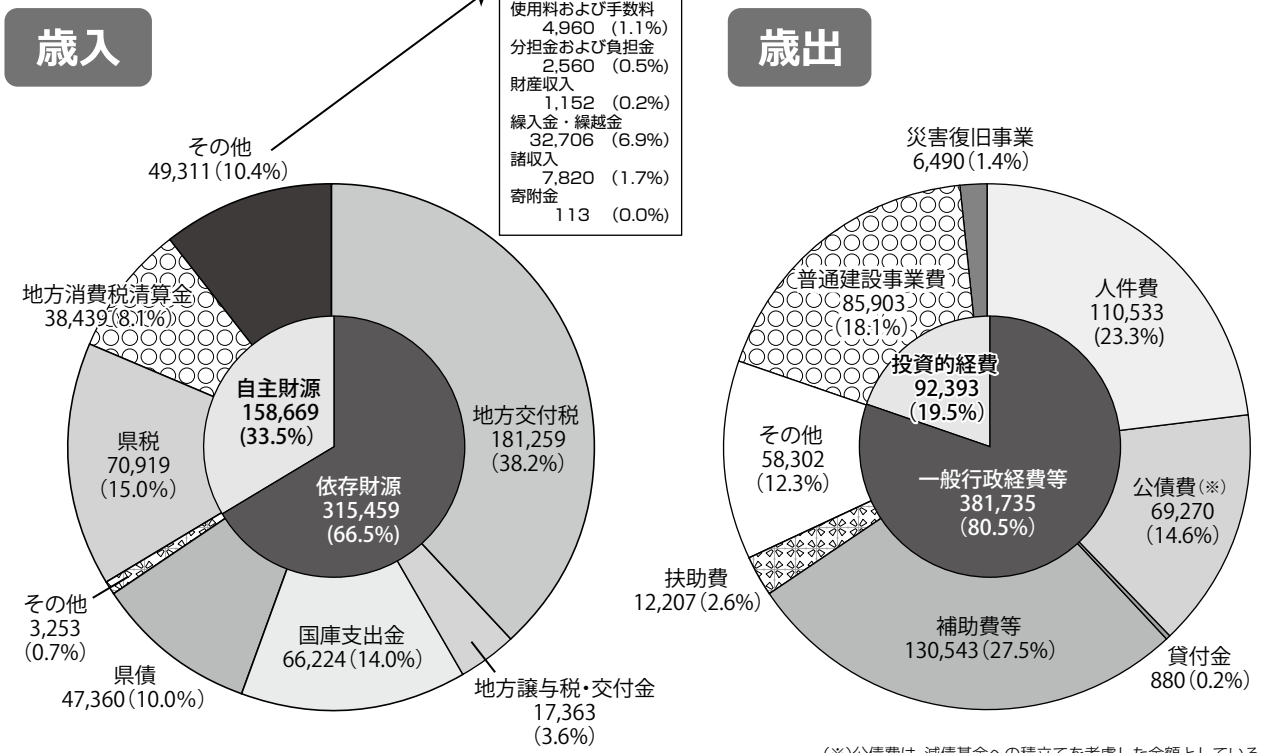
一 般 会 計	4,741億2,800万3千円
前年度当初比	85億6,479万7千円 減 (1.8%増)
特 別 会 計	2,865億8,099万7千円
前年度当初比	18億6,812万3千円 減 (0.6%減)
企 業 会 計	256億811万7千円
前年度当初比	11億5,904万1千円 増 (4.7%増)
単 純 合 計	7,863億1,711万7千円

2 令和7年度一般会計

(1) 款別内訳

〈歳入〉 (単位：千円、%)				〈歳出〉 (単位：千円、%)			
款	当初予算額	構成比	前年比	款	当初予算額	構成比	前年比
県 税	70,918,454	15.0	104.6	議 会 費	1,075,281	0.2	102.3
地方消費税清算金	38,439,057	8.1	104.6	総 務 費	14,379,140	3.0	107.0
地 方 譲 与 税	16,896,994	3.6	112.4	危 機 管 理 費	3,063,066	0.6	110.5
地方特例交付金	323,039	0.1	15.5	健 康 福 祉 費	79,051,703	16.7	99.4
地 方 交 付 税	181,259,000	38.2	100	文 化 生 活 費	3,306,264	0.7	77.1
交通安全対策特別交付金	143,210	0.0	78.7	産 業 振 興 推 進 費	8,429,414	1.8	114.7
分担金及び負担金	2,560,577	0.5	103.3	商 工 労 働 費	8,403,132	1.8	76.4
使用料及び手数料	4,960,527	1.1	99.7	観 光 振 興 費	4,229,037	0.9	148.4
国 庫 支 出 金	66,223,754	14.0	104.1	農 業 振 興 費	15,043,142	3.2	105.1
財 産 収 入	1,151,615	0.2	121.1	林 業 振 興 環 境 費	15,430,325	3.3	102.9
寄 附 金	112,594	0.0	395.2	水 産 振 興 費	3,899,424	0.8	89.1
繰 入 金	31,706,050	6.7	104.2	土 木 費	66,911,242	14.1	104.2
繰 越 金	1,000,000	0.2	200.0	教 育 費	95,253,124	20.1	98.9
諸 収 入	11,072,832	2.3	89.6	警 察 費	22,612,002	4.8	101.8
県 債	47,360,300	10.0	100.6	災 害 復 旧 費	5,817,839	1.2	93.3
計	474,128,003	100.0	101.8	公 債 費	69,795,203	14.7	107.0
				諸 支 出 金	57,288,665	12.1	104.0
				予 備 費	140,000	0.0	50.0
				計	474,128,003	100.0	101.8

歳入・歳出の構成比



(2) 性質別内訳

〈歳入〉

(単位：百万円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較 (C)=(A)-(B)	前年度比増減 (C)／(B)
	金 額(A)	構成比	金 額(B)	構成比		
(1) 一 般 財 源	327,382	69.0	321,733	69.1	5,649	1.8
県 税	70,919	15.0	67,793	14.6	3,126	4.6
地 方 消 費 税 清 算 金	38,439	8.1	36,748	7.9	1,691	4.6
地 方 譲 与 税	16,897	3.6	15,030	3.2	1,867	12.4
地 方 交 付 税	181,259	38.2	181,922	39.1	△ 663	△ 0.4
財 調 基 金 取 崩	6,995	1.5	6,258	1.3	737	11.8
そ の 他	12,873	2.7	13,982	3.0	△ 1,109	△ 7.9
(2) 特 定 財 源	146,746	31.0	143,830	30.9	2,916	2.0
国 庫 支 出 金	66,224	14.0	63,618	13.7	2,606	4.1
県 債	47,360	10.0	46,473	10.0	887	1.9
(うち行政改革推進債)	(3,000)	(0.6)	(3,000)	(0.6)		
減債基金(ルール外分)等	3,393	0.7	4,556	1.0	△ 1,163	△ 25.5
そ の 他	29,769	6.3	29,183	6.3	586	2.0
総 計 (1)+(2)	474,128	100.0	465,563	100.0	8,565	1.8

〈歳出〉

(単位：百万円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較 (C)=(A)-(B)	前年度比増減 (C)／(B)
	金 額(A)	構成比	金 額(B)	構成比		
(1) 経 常 的 経 費	381,735	80.5	373,427	80.2	8,308	2.2
人 件 費	110,533	23.3	112,594	24.2	△ 2,061	△ 1.8
(うち退職手当を除く)	(103,952)	(21.9)	(101,293)	(21.8)	(2,659)	(2.6)
扶 助 費	12,207	2.6	12,250	2.6	△ 43	△ 0.4
公 債 費	69,270	14.6	68,575	14.7	695	1.0
そ の 他	189,725	40.0	180,008	38.7	9,717	5.4
(2) 投 資 的 経 費	92,393	19.5	92,136	19.8	257	0.3
普 通 建 設 事 業 費	85,903	18.1	85,346	18.3	557	0.7
(うち公共事業等)	(48,582)	(10.2)	(46,614)	(10.0)	(1,968)	(4.2)
災 害 復 旧 事 業 費	6,490	1.4	6,790	1.5	△ 300	△ 4.4
総 計 (1)+(2)	474,128	100.0	465,563	100.0	8,565	1.8

3 特別会計〈歳出〉

(単位：千円、%)

特別会計名	令和7年度当初(A)	令和6年度当初(B)	前年比(A)／(B)
収入証紙等管理	2,011,590	2,077,421	96.8%
給与等集中管理	96,455,000	93,618,000	103.0%
旅費集中管理	1,476,114	1,370,869	107.7%
用品等調達	1,107,695	1,322,307	83.8%
会計事務集中管理	8,665,117	8,232,396	105.3%
県債管理	100,451,751	103,202,583	97.3%
土地取得事業	1,292,436	1,683,350	76.8%
国民健康保険事業	70,978,068	73,071,675	97.1%
災害救助基金	166,520	175,831	94.7%
母子父子寡婦福祉資金	96,540	103,850	93.0%
中小企業近代化資金助成事業	561,111	561,297	100%
流通団地及び工業団地造成事業	831,656	628,594	132.3%
農業改良資金助成事業	18,578	35,985	51.6%
県営林事業	436,446	315,714	138.2%
林業・木材産業改善資金助成事業	1,302,930	1,302,949	100%
沿岸漁業改善資金助成事業	12,762	10,526	121.2%
港湾整備事業	497,256	503,562	98.7%
高等学校等奨学金	219,427	232,211	94.5%
計	286,580,997	288,449,120	99.4%

4 企業会計〈支出〉

(単位：千円、%)

企業会計名	令和7年度当初(A)	令和6年度当初(B)	前年比(A)／(B)
流域下水道事業	2,687,015	2,759,987	97.4%
電気事業	2,173,385	1,742,387	124.7%
工業用水道事業	382,676	353,863	108.1%
病院事業	20,365,041	19,592,839	103.9%
計	25,608,117	24,449,076	104.7%

(注) 予算額は収益的支出及び資本的支出を合計したもの

県民一人当たりの一般会計予算額
685,625円 (人口 691,527 人)

※人口は令和2年度国勢調査確定値

教育費 137,743円



総務費 20,793円



危機管理費 4,429円



健康福祉費 114,315円



議会費 1,555円
 公債費 100,929円
 諸支出金 82,844円
 予備費 202円



文化生活費 4,781円



産業振興推進費 12,190円



商工労働費 12,152円



観光振興費 6,115円



農業振興費 21,754円



林業振興環境費
 22,313円



水産振興費 5,639円



災害復旧費 8,413円



土木費 96,759円



警察費 32,699円



※南海トラフ地震対策についての県民一人当たりの予算額は、41,815円
 (但し、人件費を除く)

全国から見た高知県のすがた

(令和7年度版県勢の主要指標・抜粋)

項 目	参 考	本 県	全 国	順位	公共施設項目	参 考	本 県	全 国	順位
総 人 口	国勢調査 (R2.10.1現在)	691,527人	126,146,099人	45	道 路 改 良 率	(R4.3.31現在)	49.0%	62.8%	43
人 口 密 度	総面積1平方キロ メートル当たり (R2.10.1現在)	97.3人	338.2人	44	道 路 舗 装 率 (簡易舗装を含む)	(R4.3.31現在)	88.1%	82.7%	21
県 民 所 得	人口1人当たり (R3年度)	2,653千円	3,330千円	41	高 速 道 路 実 延 長	(R4.3.31現在)	102.6km	8,557.4km	36
持 ち 家 比 率	対居住世帯 あり住宅数 (R5年)	66.0%	60.9%	27	都 市 公 園 数	可住地面積100平方 キロメートル当たり (R3年度)	76.5箇所	92.3箇所	19
自 家 用 車 乗 用 車 数	人口千人当たり (R6年)	582.2台	494.6台	31	上 水 道 等 給 水 普 及 率	(R5.3.31現在)	94.9%	98.3%	39
財 政 力 指 数	(R5年度)	0.26140	0.49126	46	下 水 道 普 及 率	(R6.3.31現在)	41.9%	81.4%	45
地方債現在高	人口1人当たり (R5年度)	1,318,119円	677,778円	3	ごみ総排出量	人口千人当たり (R4年度)	352.8t	322.9t	11
年少人口割合	15歳未満人口 (R5.10.1現在)	10.5%	11.4%	43	小 学 校 数	児童10万人 当たり (R6.5.1現在)	750.2校	318.0校	1
合 計 特 殊 出 生 率	(R5年)	1.30	1.20	24	中 学 校 数	生徒10万人 当たり (R6.5.1現在)	774.2校	319.4校	1
高等学校卒業者 大学等進学率	(R6.5.1現在)	57.8%	61.9%	21	高 等 学 校 数	生徒10万人 当たり (R6.5.1現在)	262.9校	164.2校	3
インターネット 利 用 状 況	(R5年)	78.6%	86.2%	41	大 学 ・ 短 期 大 学 数	総数 (R6.5.1現在)	7 校	1,110校	39
平 均 寿 命	男性 (R2年)	80.79歳	81.56歳	42	公 民 館 数	人口100万人 当たり (R3.10.1現在)	288.0館	104.9館	8
平 均 寿 命	女性 (R2年)	87.84歳	87.71歳	18	図 書 館 数	人口100万人 当たり (R3.10.1現在)	58.5館	27.0館	4
女 性 就 業 者 比 率	対女性15歳以上 人口 (R2.10.1現在)	51.1%	52.4%	32	社 会 体 育 施 設 数	人口100万人 当たり (R3.10.1現在)	557.0施設	363.8施設	20
就 職 率	(R5年度)	34.2%	26.8%	16	老 人 ホ ー ム 数	65歳以上人口 10万人当たり (R5.10.1現在)	71.1所	81.8所	31
老年人口割合	65歳以上人口 (R5.10.1現在)	36.3%	29.1%	2	障 害 者 支 援 施 設 等 数	人口100万人 当たり (R5.10.1現在)	70.5所	43.9所	10
民 生 委 員 (児童委員)数	人口10万人 当たり (R5年度)	350.5人	183.8人	2	児 童 福 祉 施 設 数	15歳未満人口 1 万人当たり (R5.10.1現在)	51.6所	28.5所	1
医療施設に従事 する医師数	人口10万人 当たり (R4年)	335.4人	262.1人	2	病 床 数	人口10万人 当たり (R5.10.1現在)	2,348.2床	1191.1床	1
医療施設に従事 する看護師数	人口10万人 当たり (R4年)	1,363.6人	854.8人	1	平均在院日数	(R5年)	38.9日	26.3日	1



——心踊る、文化咲く——

第41回 国民文化祭 第26回 全国障害者芸術・文化祭

よさこい高知文化祭2026

令和8年10月25日(土)～12月6日(日)

令和7年度版

高知県議会の概要

令和7年7月発行

発行 高知県議会事務局

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

電話 (088) 823-9532

FAX (088) 872-8411

E-mail 210101@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページURL <https://gikai.pref.kochi.lg.jp/>